

みんなで声を上げよう！
みんなで支え合おう！



臨時・非常勤職員

それが組合です!!



【目次】

Chapter. 1	仲間を増やそう	2
Chapter. 2	私たちの組合	3
Chapter. 3	相談事業	4
Chapter. 4	事業本部公共労・臨職組合共済	5
Chapter. 5	自治労共済	6
Chapter. 6	事業本部福利厚生事業	7～8
Chapter. 7	私たちの一年間	8
Chapter. 8	「事業本部公共労・臨職組合」共済運営規程	9
Chapter. 9	「事業本部公共労・臨職組合」給付申請書	11



自治労八王子市臨時・非常勤職員組合

たくさんの仲間達と共に！



組合員の皆さまへ

日頃より組合活動へのご支援ご協力ありがとうございます。

賃金・労働条件の改善、雇用安定を目指しこれからも頑張っていきます。しかし、私達と同じ立場で働く臨時・非常勤職員のみなさんで組合に入っていない人が、まだまだたくさんいます。

更なる要求をしていくには仲間を増やし、組織率を上げなければなりません。

身近な人に組合加入をよびかけて下さい。もっともっと大きな声を上げましょう！ 数は力です！

今後ともよろしくお願いします。



まだ組合に入っていない皆さまへ

私達の仲間になりませんか？私たちの声を市側へ届けるには、もっと多くの仲間が必要です。

皆様が働き続けていることも、組合の存在によって支えられています。

もし組合がなかったら、賃金はもっと低く、正規職員と比べ休暇も少なく、「来年度は、仕事がありません」というようなこともありえるのです。日々働いていて不満や悩みや疑問に思うことはありませんか？一人では言えないこと、言っても聞き入れてもらえないことも、組合を通じて伝えると聞いてもらえます。変えることもできるのです。

人ごとと思わず是非組合に加入してください！福利厚生や共済事業もあります。イベントや学習会を通じて他の職場を知ること、課題や改善点も見えてきます。

難しく考えず一歩足を踏み入れて下さい！あなたの組合加入をお待ちしています。

臨時・非常勤職員組合について



私達は『八王子市臨時・非常勤職員組合』です

私達の組合は、正規職員の組合「八王子市職員組合」や公共サービスを担う民間労働組合「八王子市公共サービス職員労働組合」と共に、一つの独立した組合として活動しています。

私達の組合は、八王子市で働く会計年度任用職員（専門員・アシスタント職）・任期付職員の方なら誰でも入れます。

私達の組合は、賃金（給与・報酬）・労働条件・労働環境・福利厚生などを維持・改善、向上させるため、使用者（通称：当局）と対等に交渉することを一番の目的としています。その他、組合員同士の繋がりや仲間を増やすため、学習会や交流会などを開催しています。

私達の組合は一人一人を大切にします。

正規職員でなくても、私達も労働者です。

安定した雇用、安心した生活を求めているのは当然のことです。

私達にこそ組合が必要です。

お互いに支え合い、みんなが団結することで大きな力となり、それが組合の力となります。そして私たちの処遇改善に繋がるのです。



組合費

アシスタント職 ➡ ひと月 1,000 円

専門職

任期付職員

➡ ひと月基本給の 1 %（下限 1,000 円）

※福利厚生事業・資料代・学習会・事務局費などに使用

【組合事務所】市役所本庁舎 B 階（8 時 30 分～18 時）

☎内線 4451～5 直通 042-620-7337

悩んでないで打ち明けて！



無料法律相談 《生活全般にわたる相談》

* 西東京法律事務所 *

相談予約受付

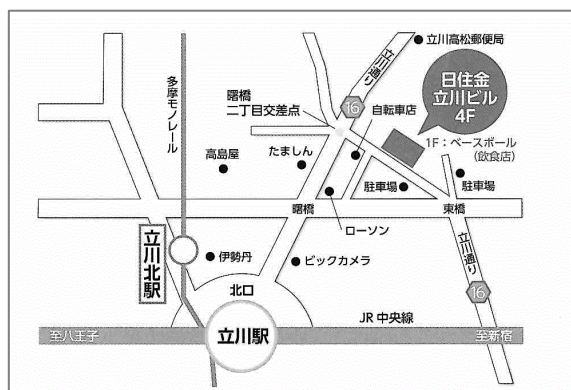
042-519-3120

相談日 毎月第4水曜日（1回50分程度）
17:00～／18:00～／19:00～

場 所 原爆資料館（市役所隣ハマナカビル2F）

対象者 八王子市職員組合員、八王子市臨時・非常勤職員組合員、
公共労組合員、退職者会員
及びその家族

- ★相談者が直接、電話して組合名を告げて予約をしてください。
- ★相談の結果、弁護士に委任する場合は、その時点で契約（これ以降は有料となります）をしてください。
- ★緊急は、直接『西東京法律事務所（立川市曙町 2-31-15 日住金立川ビル4F）でも無料相談が受けられます。（1回50分程度）



もしもの時も安心です！

私たちが独自に運営する共済事業です。組合員なら誰でも利用できます。

- 1 **小・中学校入学祝い金** 5千円【入学通知書の写し添付】
- 2 **勤続祝い金**（組合加入連続15年） 1万円
- 3 **退職金別金**

3年以上5年未満	5千円
5年以上10年未満	1万円
10年以上	2万円
- 4 **弔慰金**

本人	10万円【自治労共済の請求と合わせて確認】
配偶者	5万円【会葬礼状等添付】
子	3万円【会葬礼状等添付】
実父母	1万円【会葬礼状等添付】
配偶者の父母	1万円【会葬礼状等添付】
- 5 **傷病見舞金**

i) 入院3日以上	5千円【領収書写しの添付】
ii) 病気休職30日以上	1万円【職場の確認】
- 6 **自転車事故見舞金**（加害、被害損害金が発生の場合）
5千円【領収書写しの添付】
- 7 **労働災害・公務災害見舞金** 5千円【職場の確認】
- 8 **通勤災害見舞金** 5千円【被害届け等の写しを添付】
- 9 **災害見舞金**（自治労共済基本型住宅災害1の範囲内）
原則として上限 10万円【自治労共済基本型に準ずる】
- 10 **インフルエンザ予防接種の補助金**
1年に1回 1千円【組合員本人の領収書写しの添付】
- 11 **出産祝い金** 1出産1子につき 1万円

もちろん仕事中のケガでも
各見舞金が受け取れます!!



※詳しくは、9～10 ページの組合共済「規約」を参照してください。

また、11～12 ページには「事業本部公共労・臨職組合共済」給付申請書を見本として掲載しています。

たすけあいの保障で安心！

総合共済基本型

総合(慶弔)共済

全国の仲間による助け合いの礎となる共済



総合共済基本型は、年齢や性別によらず契約者(組合員)が定額の掛金を拠出し、共済期間中に起きた慶事・弔事・災害などに際して祝金・弔慰金・見舞金などの共済金を受け取る相互扶助を目的とした共済制度です。満期共済金・解約返戻金はありません。

ご契約いただける方(契約者になることができる方)と保障の対象

- ・契約者になることができる方
組合員本人
- ・被共済者(保障を受けることができる方)
契約者
- ・保障の対象になる方
組合員本人、その配偶者、子および親
※配偶者には、内縁関係の配偶者・同性パートナーを含みます。
ただし、組合員やこれらの方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。
- ・保障の対象になる物件
被共済者の居住する建物

共済期間

共済期間は

1年間(4月1日～翌年3月末日*)です。

共済期間の途中で加入する場合は、契約申込書を提出し、初回掛金を払い込んだ日の翌月1日午前零時から効力を開始します

1年ごとに契約更新し、在職中の組合員である限り継続することができます。

※セット管理の場合は、団体生命共済と同じ発効年月日/満了年月日となります。

掛金

 掛金は月々**300円**です。

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、総合共済の加入があり、かつ、総合共済の被共済者が居住している住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、総合共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いを約束するものではありません。

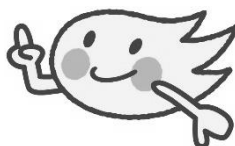
【掛金】

私たちの組合は組合費の中から支払っていますので、自己負担はありません。

保障内容

共済金の種類	お支払い事由		共済金
死亡弔慰金	被共済者(組合員)の死亡		500,000円
	配偶者の死亡	(内縁関係・同性パートナーの配偶者を含む)	200,000円
	子の死亡	実子・養子・継子とそれぞれの配偶者	50,000円
	親の死亡	組合員と配偶者のそれぞれの実父母・養父母・継父母	10,000円
重度障害見舞金	被共済者(組合員)の重度障がい		500,000円
結婚祝金	結婚(内縁関係の配偶者・同性パートナーとの結婚を含む)		10,000円
退職見舞金	退職による組合からの脱退		18,000円
住宅災害見舞金	火災等【火災、落雷、破裂・爆発など】		
	全焼・全壊	70%以上	400,000円
		50%～70%未満	360,000円
	半焼・半壊	30%～50%未満	280,000円
		20%～30%未満	200,000円
		10%～20%未満	120,000円
	一部焼・一部壊	5%～10%未満	80,000円
		5%未満で損害額が2,000円以上の場合	20,000円以内*
	自然災害		
	風水害等【暴風雨、洪水、降雪など】		
	全壊・流失	70%以上	160,000円
		20%～70%未満	80,000円
	一部壊	損害額が100万円を超える場合	16,000円
		損害額が20万円を超え100万円以下の場合	4,800円
	床上浸水	150cm以上	80,000円
		100～150cm未満	54,000円
		70～100cm未満	38,000円
		40～70cm未満	26,000円
		40cm未満	16,000円
	全床面積50%未満の浸水	100cm以上	16,000円
		100cm未満	4,800円
	地震等【地震、噴火、津波など】		
	全壊・流失	70%以上	50,000円
		50%～70%未満	30,000円
	大規模半壊	50%～70%未満	30,000円
		20%～50%未満	25,000円
	半壊	20%～50%未満	25,000円
		損害額が20万円を超える場合	5,000円
	同居親族の死亡		20,000円

*「一部焼・一部壊」の5%未満は、20,000円を上限に実損額を支払います。なお、建物に損害がない場合でも、家財に2,000円以上の損害があれば支払います。



福利厚生も充実！

遊戯施設利用券 料金一覧

各施設の利用券は、組合事務所で購入してください。(組合員証の提示をお願いします)

※利用券は、いかなる場合でも払い戻しに対応できません。

施設名	内容	料金	一般料金
東京サマーランド	フリーパス（7～9月） おとな（高校生以上60才） 中学生 小学生 幼児（2才～未就学児）・シニア（61才以上）	2,300円 1,800円 1,600円 800円	未定 未定 未定 未定
	フリーパス（4～6月・3月）10～2月は休園 おとな（高校生以上60才） 中学生 小学生 幼児（2才～未就学児）・シニア（61才以上）	1,500円 1,000円 800円 600円	2,600円 2,100円 1,500円 1,000円
サンリオ ピューロランド	パスポート（平日、休日） 大人（18才～64才） 小人（3～17才・高校生）・シニア（65才以上）	2,300円 1,500円	休日料金 3,900円 2,800円
さがみ湖リゾート プレジャーフォレスト	フリーパス 大人（中学生以上） 小人（3才から小学生以下）・シニア（60才以上）	2,400円 1,700円	4,300円 3,500円
富士急ハイランド	フリーパス 大人（18才以上） 中人（12才～17才、中学生・高校生） 小人（7才から11才、小学生） 幼児（1才～未就学児）・シニア（65才以上） ★入園は無料	4,400円 4,000円 3,000円 1,000円	6,200円 5,700円 4,500円 2,100円
昭和記念公園 レインボープール	利用料金（夏季のみ・公園入園料含む） 大人（15歳以上） シルバー（65歳以上施設にて） こども（小・中学生） 幼児（4才以上の未就学児）	1,600円 1,000円 300円	2,500円 700円 1,400円 500円
戸吹湯ったり館	利用料金 大人 中学生以下（3才以下は無料）	400円 100円	700円 300円
ロテン・ガーデン ※	入浴券（中学生以上）★利用除外日12/30～1/3 大人（3才以下は無料）	平日 400円 土日祝 500円	760円 930円
	入浴券＋岩盤浴 ★利用除外日12/30～1/3 大人（小学生以下は利用不可）	700円	岩盤浴のみ 550円
高尾スターレーン （組合員証提示）	ボウリングゲーム料金割引（SLC会員価格、消費税込み） ボウリング用品販売価格 定価より10%割引 団体予約料金 予約料サービス		

2021年4月現在

※ 4歳～小学生は、一般料金（平日）350円、（土日祝）400円です。

保養所助成金額

組合員2,000円／家族1,500円(賛助会員1,000円／家族500円)

※各保養所をご予約後、組合事務所窓口にて助成金の申請をしてください。

保養所一覧

保養所	所在地
キッズペンションめーぶる 山梨県清里 共・ベ	山梨県北杜市高根町清里3545-267 ☎0551-48-2832
アミューズイン至誠荘 山梨県山中湖	山梨県南都留郡山中湖村平野1811 ☎0555-65-8233
熱海シーサイドスパ&リゾート 静岡県熱海	静岡県熱海市東海岸町6-53 ☎0557-82-8111
まつだい芝峠温泉 雲海 新潟県旧松代町 共・ベ	新潟県十日町市蓬平11-1 ☎025-597-3939
ペンション シェーネ 新潟県妙高高原 ベ	新潟県妙高市関川2243-18 ☎0255-86-3870
こまくさ荘 長野県白馬	長野県北安曇郡白馬村大字北城切久保12323 ☎0261-72-2099
丸山館 長野県白馬	長野県北安曇郡白馬村神城1425 ☎0261-75-2139
ペンション木もれ陽の家 ゆきだるま 群馬県丸沼高原 ベ	群馬県利根郡片品村東小川4658-66 ☎0278-58-2401
ペンション ホスプリ 群馬県水上	群馬県利根郡みなかみ町藤原4882-72 ☎0278-75-2718
尾瀬の山小屋 群馬県尾瀬 共	尾瀬沼山荘 元湯山荘 東電小屋 至仏山荘 鳩待山荘 ☎0278-58-7312

共 → 市町村共済組合契約宿泊施設

ベ → ベネフィット・ワン契約宿泊施設

2020年8月現在

Chapter. 7

主な1年間の取り組み



4月 三多摩メーデー
新規採用職員加入説明

5月 職場懸案協議
闘争（現業統一闘争）
（夏季一時金闘争）
（男女平等闘争）

6月 都本部臨時・非常勤協議会総会
臨職組合定期大会

7月 新体制スタート

8月 八王子まつり
（環境ボランティア）

自治労全国大会

9月 組合員交流会

10月 八王子市職定期大会

11月 秋闘学習・交流会

11月 秋闘（現業統一闘争）
〃（賃金確定闘争）

12月 事業本部総会
クリスマスパーティー

1月 旗開き

2月 春闘学習・交流会
春闘

「事業本部公共労・臨職組合」共済運営規程

「事業本部公共労・臨職組合共済」運営規程

第1条 この規程は八王子市職員等事業本部規約第2条（1）に基づく共済事業推進のため、事業本部会員中自治労八王子市公共サービス職員労働組合（以下、公共労）及び自治労八王子市臨時・非常勤職員組合（以下、臨職組合）の組合員の参加と平等によって支えあう、職域福祉共済制度としての「事業本部公共労・臨職組合共済」の事業及び運営などを定める。

第2条 この共済の運営資金として、事業本部一般会計から必要な資金を支出する。

第3条 この共済の運営については、公共労及び臨職組合から選出した運営委員及び事業本部事務局長から構成される運営委員会がその任にあたる。

2 運営委員会は、公共労及び臨職組合から運営委員をそれぞれ3名選出し、互選により委員長1名、副委員長1名を置くこととする。

第4条 事業本部公共労・臨職組合共済は、公共労・臨職組合の組合加入期間が6ヶ月以上の組合員について、以下の事業を行う。

- 1 給付事業
- 2 その他必要な事業

第5条 前条第1項による給付事業は以下のとおりとする。公共労・臨職組合加入後6ヶ月を経過した後、請求することができる。いずれも、公共労・臨職組合加入日から換算する。（ただし、「※」印の給付項目については、臨職組合の任期付職員・任期付短時間職員のうち職員互助会加入者は給付対象外とする。）

- | | | |
|-------------------|----------------|--------------------|
| ① 小・中学校入学祝い金※ | 5千円 | 【入学通知書の写し添付】 |
| ② 勤続祝金（組合加入連続15年） | 1万円 | |
| ③ 退職餞別金 | 3年以上 5年未満 5千円 | |
| | 5年以上 10年未満 1万円 | |
| | 10年以上 1万円 | |
| ④ 弔慰金※ | 本人 10万円 | 【自治労共済の請求と、合わせて確認】 |
| | 配偶者 5万円 | 【会葬礼状等添付】 |
| | 子 3万円 | 【会葬礼状等添付】 |
| | 実父母 1万円 | 【会葬礼状等添付】 |
| | 配偶者の父母 1万円 | 【会葬礼状等添付】 |

- ⑤ 傷病見舞金
 - i) 入院 3 日以上 5 千円 【領収書写しの添付】
 - ii) 病気休職 30 日以上 1 万円 【職場の確認】
- ⑥ 自転車事故見舞金 5 千円 【領収書写しの添付】
(加害、被害損害金が発生の場合)
- ⑦ 労働災害・公務災害見舞金 5 千円 【職場の確認】
- ⑧ 通勤災害見舞金 5 千円 【被害届け等の写しを添付】
- ⑨ 災害見舞金 原則として 上限 10 万円
※ (自治労共済基本型住宅災害 1 の範囲内) 【自治労共済基本型に準ずる】
- ⑩ インフルエンザ予防接種の補助金
1 年に 1 回 1 千円 【組合員本人の領収書写しの添付】
- ⑪ 出産祝い金 1 出産 1 子につき 1 万円

第 6 条 給付の申請にあたっては、事由発生場所、日時及び状況説明を所定の申請書に記入の上、本人が請求する。

- 2 公共労組合員は職場代表者の確認を加え支部を通じて請求し、臨職組合員は職場代表者または市職拡大闘争委員の確認を加え、事務局へ申請をする。
- 3 給付請求は事由発生日より 2 年間は有効とする。ただし、組合脱退後の請求は不可とする。

第 7 条 給付は以下の場合行わない。

- ① 組合費を故意に 6 カ月以上滞納の場合。
- ② 故意に給付の原因となる事故などを生じさせたと認められる場合。
- ③ 第 5 条⑤～⑨については、同じ事由による支給は 1 年間に 3 回 までとする。

第 8 条 この規程の改廃は第 3 条による運営委員会に諮り、公共労及び臨職組合の機関の承認を得て、事業本部役員会に報告する。

第 9 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は第 3 条による運営委員会が定める。

付則

- 1. 実施は 2010 年 7 月 7 日からとし、同年 4 月 1 日に遡及する。
- 2. 一部改正を加えたこの規程の実施日は 2011 年 12 月 1 日とし、同年 10 月 1 日に遡及する。
- 3. 一部改正を加えたこの規程の実施日は 2013 年 11 月 7 日とし、同年 4 月 1 日に遡及する。
- 4. 第 5 条⑩及び第 7 条③で規定する 1 年とは、公共労・臨職組合とも大会から大会までの期間とする。
- 5. 一部改正を加えたこの規定の実施日は 2018 年 7 月 26 日とし、同年 4 月 1 日に遡及する。

「事業本部公共労・臨職組合」給付申請書

申請書は組合事務所にあります

20 年 月 日

「事業本部公共労・臨職組合共済」給付申請書

1. 所属（あてはまるものに○）

公 共 労	児学支部
	ふれ財支部
	多摩環
	観光コンベンション
臨職組合	会計年度（専門）
	会計年度（オホサト）
	任期付職員

申請者 住所

組合員氏名 ㊟

職場名

連絡先

2. 給付事由（あてはまるものに○） ※ 詳細は裏面「給付事業一覧」参照

入学祝金	子の生年月日【 年 月 日】	（添付：入学通知書の写）
勤続祝金	組合加入年月【 年 月】	
退職見舞金（3年以上5年未満）	組合加入年月【 年 月】	
退職見舞金（5年以上10年未満）		
退職見舞金（10年以上）		
弔慰金【本人 配偶者 子 実父母 配偶者の父母】※あてはまるものに○	死亡年月日【 年 月 日】	（添付：会葬礼状等）
	死亡者氏名【 氏名】	
傷病見舞金（入院3日以上）	年 月 日 ～ 年 月 日	（添付：領収書の写）
傷病見舞金（休職30日以上）	年 月 日 ～ 年 月 日	（要：下記4職場の確認）
自転車事故見舞金	発生日【 年 月 日 時頃】	（要：下記3状況の説明 添付：領収書の写）
労災・公災見舞金	発生日【 年 月 日 時頃】	（要：下記3状況の説明、4職場の確認）
通勤災害見舞金	発生日【 年 月 日 時頃】	（添付：被害届等の写）
災害見舞金	発生日【 年 月 日 時頃】	（要：下記3状況の説明）
インフルエンザ予防接種補助金	接種日【 年 月 日】	（添付：領収書）
出産祝い金	出産日【 年 月 日】	

3. 状況の簡単な説明（自転車事故見舞金、労災・公災見舞金、災害見舞金の場合）

4. 職場の確認（確認者：職場代表者、市職拡大闘争委員など）

上記のとおり当該組合員の給付請求の原因について現認します。

20 年 月 日 確認者氏名（自署） ㊟

5. 振込口座の確認

☐ 中央労働金庫 ☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農 協	支店 ・ 預金種類（普通 当座 他） ・ 口座番号 ・ 口座名義人（お名前）
--	---

給付事業一覧

	事業名	給付金額	備考
① ※	小・中学校入学祝金	5,000 円	添付：入学通知書の写
②	勤続祝金（組合加入連続 15 年）	10,000 円	基準日：自治労共済加入日
③	退職饗別金（3 年以上 5 年未満）	5,000 円	基準日：自治労共済加入日
	退職饗別金（5 年以上 10 年未満）	10,000 円	
	退職饗別金（10 年以上）	20,000 円	
④ ※	弔慰金（本人）	100,000 円	自治労共済の請求と合わせて確認
	弔慰金（配偶者）	50,000 円	添付：会葬礼状等
	弔慰金（子）	30,000 円	
	弔慰金（実父母）	10,000 円	
	弔慰金（配偶者の父母）	10,000 円	
⑤	傷病見舞金（入院 3 日以上）	5,000 円	添付：領収書の写
	傷病見舞金（休職 30 日以上）	10,000 円	要：職場の確認
⑥	自転車事故見舞金 （加害、被害損額金が発生の場合）	5,000 円	添付：領収書の写 要：状況説明
⑦	労働災害・公務災害見舞金	5,000 円	要：職場の確認 要：状況説明
⑧	通勤災害見舞金	5,000 円	添付：被害届等
⑨ ※	災害見舞金 （自治労共済基本型住宅災害 1 の範囲内）	上限 100,000 円	自治労共済基本型に準ずる
⑩	インフルエンザ予防接種補助金	1,000 円	添付：組合員本人の領収書の写
⑪ ※	出産祝い金	10,000 円	

⑤～⑨については、同じ事由による支給は 1 年間に 3 回まで、⑩は 1 年に 1 回まで請求できます

※ 任期付職員等で互助会加入者は対象外です（互助会の給付事業制度をご利用ください）

見本です

事務局確認欄

給付金額 _____ 円 振込手数料 _____ 円

記入項目確認	／	未 ・ 済
申請事由・添付書類確認	／	未 ・ 済
振込口座確認	／	未 ・ 済
組合加入期間確認	／	未 ・ 済

《発行日》2021 年 4 月 1 日

《発行責任者》

自治労八王子市臨時・非常勤職員組合

東京都八王子市元本郷町 3-24-1

TEL 042 (620) 7337

イラスト：塩澤 優子さん

